

特例承継計画提出期限まで、あと2年！！

以下にあてはまる会社は、「特例承継計画」の提出をご検討ください

- ☒ 後継者が決定している(最大3人まで指定可能)
- ☒ 経営者が60歳以上、後継者が20歳以上
- ☒ 経営者が保有する株式の評価額が高く、後継者に株式を引き継がない



I 事業承継税制とは



事業承継税制とは、上記の図の通り、先代経営者から後継者への株式の贈与の際に発生する贈与税、又は相続の際に発生する相続税について、一定の要件のもと**当面の納税を猶予する制度**になります。猶予された税額は、要件を満たさなくなった場合に、猶予が終了し、贈与税などの納税が必要です。その要件のうち、今までには**最大のネックが雇用維持要件**でした。事業承継後5年間(毎年報告が必要)に従業員の雇用を平均8割維持できない場合、多額の納税が必要となるため、事業承継税制はあまり利用されませんでした。社長交代で辞める社員もいるためです。「**特例承継計画**」の提出が必要な**特例措置**では、この要件が緩和されています。

II 特例措置と一般措置の違いとは

期限のある特例措置と既存の一般措置の違いを以下にまとめてみました。

	特例措置	一般措置
特例承継計画の提出	必要 (H30年4/1～ R5年3/31まで)	不要
納税猶予の適用期限	H30年4/1～R9年12/31までの 10年間の贈与・相続に限る	なし
対象となる株数の上限	全株式	総株式数の最大で3分の2まで
納税猶予される税額の割合	100%	贈与:100% 相続:80%
仮に株式に係る相続税額が1億円である場合の猶予額	1億円	1億円(全株式)×2/3×80% ≒5,333万円
後継者の人数	最大3人まで	1人に限る
雇用維持要件	実質的に撤廃 (一定の報告が必要)	承継後5年間にわたり雇用の8割を維持する
事業の継続が困難な場合	猶予税額の免除あり	猶予税額の免除なし
親族外後継者への精算課税の適用	親族外でも精算課税適用可能	直系卑属(子、孫など)に限る

III 特例承継計画の提出によるメリット、デメリットは？

特例承継計画	メリット	経営者に万が一のことがあった場合、後継者が相続する株式に対応する相続税の支払いについては、一旦、 納税を猶予することができる ※一定の場合を除き、相続時に後継者が役員であることが必要
	デメリット	特例承継計画に記載する5か年の事業計画が不達成、または期限内に株式の贈与をしない場合でも、 何ら問題ありません